



島根県にお住いの子育て世帯のみなさま
7月7日～9月30日 期間限定
萩・石見空港東京線島根県緊急対策事業
島根県子育て支援助成



- ▶ 対象者
 - ①島根県内にお住いの15歳以下(往路搭乗日時点)の方で萩・石見空港東京線を往復利用する方
 - ②島根県内にお住いの3歳未満(往路搭乗日時点)の方で萩・石見空港東京線を往復利用する方
3歳未満でも座席を確保した場合は①に該当します。
- ▶ 対象期間

2017年7月7日から2017年9月30日 搭乗分
往路搭乗日時点、ただし復路は下記申請期限までとする。
- ▶ 助成金額

20,000円/人/往復
- ▶ 申請に必要な書類
 - ①「専用の申請書」
 - ②助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色)往復分2枚
 - ③搭乗者の年齢を証明する書類の写し(保険証、乳幼児医療証など)
- ▶ 申請期限

2017年10月16日(当日消印有効)
- ▶ 申請方法

申請書に必要事項を記入、確認資料を添付し萩・石見空港内(1階、2階)の申請書投函箱に投函
もしくは下記の申請先に持参または郵送して提出する。
- ▶ 助成対象と
 - ①対象者①「15歳以下」の方についてはマイレージによる特典航空券による無償搭乗 等
ならない運賃等 片道あたり10,000円を減じます。
 - ②萩・石見空港利用拡大促進協議会の補助金や助成金を別途受ける旅行
 - ③公費により旅費が支出される場合

※萩・石見空港利用拡大促進協議会が実施する他の助成制度や江津市の助成制度(一人当たり往復1回につき1万円)との併用はできません。

搭乗者	ふりがな	年齢	住所	助成金額
	氏名			
	ふりがな	年齢	住所	助成金額
	氏名			
	ふりがな	年齢	住所	助成金額
	氏名			
	ふりがな	年齢	住所	助成金額
	氏名			

振込先	金融機関名	支店名	種別	普通 当座 (○をお願いします)
	口座番号	口座名義	カタカナでご記入ください	

申請者	住所 〒	続柄	連絡先 電話番号	携帯電話等平日昼間に連絡の 取れる電話番号をお願いします。
	署名欄	本申請書に記載した内容は、事実と相違ありません。また、添付の搭乗券は助成対象となることを確認しました。 (故意の虚偽記載が発覚した場合は、今後の助成受付をお断りすることがあります。)		
氏名				

対象期間限定

2017年7月7日～2017年9月30日搭乗分
上記期間中に往路に搭乗していれば助成対象になります。

往復利用限定

申請期限

2018年10月16日(当日消印有効)

※菟・石見空港利用拡大促進協議会が実施する他の助成制度や江津市の助成制度(一人当たり往復1回につき1万円)との併用はできません。

助成対象者	助成区分の名称	助成金額	利用形態	申請に必要な資料	その他条件等	助成対象とならない運賃等
島根県在住者	島根県子育て支援助成	20,000円/人/往復	東京線 往復利用	①専用の申請書 ②助成申請する搭乗分の「ご搭乗案内」(ピンク色) ③搭乗者の年齢を証明する書類(保険証、乳幼児医療証など)	①島根県内にお住いの15歳以下(往路搭乗日時点)の方で菟・石見空港東京線を往復利用する方 ②島根県内にお住いの3歳未満(往路搭乗日時点)の方で菟・石見空港東京線を往復利用する方※座席を確保した場合は①に該当します。	① 左記「①15歳以下」については無償搭乗 ● マイレージによる特典航空券 ● 「いっしょにマイル割(同行者を除く)」 ② 菟・石見空港利用拡大促進協議会の補助金や助成金を別途受ける旅行(旅行会社または菟・石見空港利用拡大促進協議会にお問い合わせください。) ③ 公費により旅費が支出される場合

《各助成区分共通事項》

【ご案内と注意】

- 往復利用が条件の場合、往復利用とみなす期間は、往路の出発日から起算して90日間です。
- 運賃助成事業の予算には限りがあります。予算金額に達した場合、その後の申請は受付できません。助成対象を満たした方はお早目に申請をお願いします。
- 菟・石見空港利用拡大促進協議会が実施する各種運賃助成の併用はできません。複数の助成対象に該当する場合は、申請者本人が申請する助成区分を選択してください。原則として、助成申請受付後に助成区分を変更することはできません。
- 搭乗されたことが確認できる「ご搭乗案内」(搭乗口で発行されるピンク色の用紙)が必要です。「ご搭乗案内」を紛失された等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行する「搭乗証明書」を添付して下さい。電子航空券(eチケット)の控えや領収書では助成の受け付けを行っていません。
※空港で発行される「搭乗証明書」等運賃種別が確認できない「搭乗証明書」は、原則、助成金額の対象にはなりません。

【欠航時の取扱い】

- 欠航とならなかった残りの片道分を菟・石見空港発着便を利用すれば、往復利用とみなします。
- 往復ともに欠航が決定した場合は往復ともに代替交通機関の利用であっても助成対象となります。
- 欠航が決定した便を含む申請時には下記の書類を併せて提出してください。
 - ・菟・石見空港を利用する予定であったことが分かるもの(eチケットお客様控えなど)
 - ・代替交通機関を利用したことが分かるもの(他空港の搭乗券等(原本)または他の公共交通機関の乗車券(写し)を必ず提出して下さい。)
 ※菟・石見発着便の欠航が見込まれたが通常運航した場合は、代替交通機関のご利用では助成金対象にはなりません。

「ご搭乗案内」添付欄【コピーによる申請は原則受け付けません】

助成対象要件を必ずご確認の上、「ご搭乗案内」を貼って下さい